

令和7年度 第12回総会

議 事 録

堺市農業委員会

## 1 開催日時及び場所

日 時 令和8年3月5日（木）午後1時30分から午後1時57分

場 所 堺市役所高層館12階農業委員室

## 2 委員数

(1) 現在総数 14人

(2) 出席委員 14人

今野正章	辻千太郎	小谷信江
以倉孝弘	柳下清隆	寺島あつ子
霜野市和	谷野保博	田中宏
山崎勝喜	北尻芳孝	奥野正作
田中正剛	松本智恵子	

(3) 欠席委員 0人

(4) 農地利用最適化推進委員の出席 12人

小林義博	井上和夫	光田裕次
数田清文	中尾美昭	高岡一平
塔本順一	松下孝彦	岸田勝夫
田中利幸	岡所次郎	登り山正嗣

(5) 欠席委員

北條一宜

## 3 議事説明員

農業委員会事務局

事務局長 小走伸吾

事務局次長 左手憲一

主 幹 山本幸夫

八木祐樹

#### 4 付議事項

- 議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第49号 農用地利用集積等促進計画の決定について
- 議案第50号 非農地の決定について
- 報告第62号 農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第63号 農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第64号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の報告について
- 報告第65号 生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について
- 報告第66号 農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について

## 5 会議の概要

議長（北尻 芳孝会長）から開会宣言

議長 ただいまから令和7年度第12回総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、規定によりまして、議長において今野正章委員、小谷信江委員のご兩名を指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、ご兩名にお願いいたします。

審議に先立ちまして、事務局から諸般の報告をいたします。

事務局 出席委員の報告をいたします。現在議場に在席する委員は、14名中14名でございます。また、農地利用最適化推進委員は12名の出席をいただいております。

議長 これより審議に入ります。

本日、ご審議いただく案件は、議案第47号「農地法第3条の規定による許可申請について」から報告第66号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分報告について」までの計9件であります。

それではまず、議案第47号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第47号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第48号から第51号についてご説明いたします。

まず、受付番号第48号は、申請地が北区中村町で市街化調整区域内にあり、周辺は水路及び田に囲まれており、地目は田1筆、面積は383平方メートルで現在野菜及び果樹の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第49号は、申請地が南区泉田中で市街化調整区域内にあり、周辺は道路、宅地、雑種地及び原野に囲まれており、地目は田4筆、面積は合計718平方メートルで果樹の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第50号は、申請地は美原区菅生で市街化調整区域内にあり、周辺は里道、雑種地及び道路に囲まれており、地目は畑1筆、面積は842平方メートルで現在植木の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第51号は、申請地は美原区小平尾で市街化調整区域内にあり、周辺は田、里道及び宅地に囲まれており、地目は田3筆、面積は合計1,708平方メートルで現在保全管理中及び野菜の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

以上4件の申請につきまして、現地調査及び申請内容の精査を行った結果、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第48号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第48号「農地法第5条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第19号から第24号をご説明いたします。

まず、受付番号第19号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が美原区小寺で物品製造及び販売業を営む法人で、申請地は東区石原町1丁の田1筆、面積は326平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、現在使用している事業所敷地内の資材置場が手狭となったため、既存置場に隣接している本申請地を取得し、露天資材置場として使用するものです。

申請は令和8年2月16日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第2号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については整地のうえ自然浸透及び敷地内 U 字側溝から雨水枡を經由し西側水路に排水する計画です。周囲には擁壁設置のうえ、ネットフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第20号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が東区石原町1丁で金属の加工及び製造業を営む法人で、申請地は東区石原町1丁の田1筆、面積は499平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、現在使用している事業所敷地内の資材置場が手狭となったため、既存置場に隣接している本申請地を取得し、露天資材置場として使用するものです。

申請は令和8年2月16日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第2号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については砂利敷のうえ敷地内 U 字溝から東側道路側溝に排水する計画です。周囲にはブロック3段積みのうえネットフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第21号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が南区美木多上で土木工事業を営む法人で、申請地は南区美木多上の畑2筆、面積は合計949平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、現在使用している事業所敷地内の資材置場が手狭

となったため、事業所に近い本申請地を取得し、露天資材置場として使用するものです。

申請は令和8年2月16日、同日農業委員会受付となっております。農地区分は農地法施行規則第44条第2号に該当し、第3種農地です。被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、砂利敷のうえ自然浸透及び敷地内にU字溝を設置し集水桝から南側隣地を經由し、ため池に排水する計画です。周囲には、コンクリートブロック3段積みのうえ、ネットフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第22号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が南区片蔵に居住する方で、申請地は南区片蔵の田1筆、面積は99平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、申請地の隣地の住宅に居住するため、本申請地を取得し、住宅敷地の一部として使用するものです。

申請は令和8年2月16日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、碎石敷のうえ自然浸透及び傾斜を利用し、南側道路側溝へ排水する計画です。周囲にはフェンス等設置いたしません、特に問題はないものと判断いたします。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第23号は、賃借権を設定し転用するものです。申請人は被設定人が堺区山本町2丁で冷暖房機器部品等の製造及び加工を営む法人で、申請地は南区大庭寺の田1筆、面積は1,285平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、現在使用している事業所敷地内の駐車場が不足しているため、事業所に近い本申請地を賃借し、露天駐車場として使用するものです。

申請は令和8年2月17日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水に

については、地盤転圧のうえ自然浸透及び新設トラフを設置のうえ、北東の雨水本管へ排水する計画です。周囲にはコンクリートブロックを1段積みする計画です。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第24号は、所有権を移転し、転用するものです。申請人は譲受人が堺区今池町6丁の方、2名で、申請地は南区畑の畑2筆、面積は合計48平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、現在使用する住宅が手狭なため、祖父から譲り受ける本申請地で都市計画法第29条開発許可を受け、分家住宅を建築するものです。

申請は令和8年2月20日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。被害防除については、汚水については、新設汚水桝から北側汚水本管に排水します。雨水については、敷地内雨水桝から北側道路側溝に排水する計画です。周囲には擁壁及びコンクリートブロックを設置する計画です。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第49号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第49号「農用地利用集積等促進計画の決定について」をご説明いたします。受付番号第31号と第32号を議題といたします。

なお、本件はすべて農地中間管理機構である大阪府みどり公社が借り受けた農地を転貸するものです。

まず、受付番号第31号は、申請地は西区菱木4丁の田2筆、面積は合計1,669平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から転借人へ10年です。

次に、受付番号第32号は、申請地は南区小代の田1筆、面積は1,089平方メートルで、現在保全管理中の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から転借人へ5年です。

以上の計画は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、農用地利用集積等促進計画案のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おわかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。続きまして、議案第50号「非農地の決定について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第50号「非農地の決定について」を説明いたします。

本件につきましては、令和7年8月に、利用状況調査を行った農地のうち、既に森林の様相を呈する等、農業上の利用の増進を図ることが見込まれないものについて、農地法第2条の2に規定する農地に該当しないことから、非農地の決定を行うものであります。

非農地に該当するものは、中区小阪の田600平方メートル外4筆、面積は合計3,057平方メートルです。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありますか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、報告第62号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第66号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計5件を一括して議題といたします。

報告の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは報告第62号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分について」から報告第66号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計5件を一括してご説明いたします。

まず、報告第62号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は14件ございました。いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第63号「農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は5件ございました。内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたの

で、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第64号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の報告について」は3件ございました。まず、受付番号第10号は申請地が南区鉢ヶ峯寺の田1筆で、面積は1,397平方メートル、離作補償はなしで、双方合意によるものです。次に、受付番号第11号は申請地が南区鉢ヶ峯寺の畑2筆で、面積は合計1,408平方メートル、離作補償はなしで、双方合意によるものです。次に、受付番号第12号は申請地が中区東山の畑1筆で、面積は793平方メートル、離作補償はなしで、双方合意によるものです。

次に、報告第65号「生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について」は1件ございました。受付番号第30号は申出者が本人で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。

次に、報告第66号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」は4件ございました。まず受付番号第38号は、申請地が北区金岡町の田1筆で面積は229平方メートル、現況は送電線の鉄塔、経過年数は40年以上、次に受付番号第39号は、申請地が西区原田の田1筆で面積は162平方メートル、現況は農業用倉庫で経過年数は50年以上、次に受付番号第40号は、申請地が南区美木多上の田2筆で面積は合計367平方メートル、現況は駐車場で経過年数は15年以上、次に受付番号第41号は、申請地が中区福田の畑1筆で面積は661平方メートル、現況は共同住宅で経過年数は35年以上、いずれも非農地である旨の報告を、総会の決定による回答が期日に間に合わないため、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件報告につ

いて承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、報告は承認されました。

以上で、令和7年度第12回総会に付議された案件は、すべて議了いたしました。これをもって、閉会いたします。

## 採決・承認事項及び賛否数

(案件番号)	(結 果)	(賛否数)
○ 議案第47号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第48号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第49号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第50号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 報告第62号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第63号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第64号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第65号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第66号	承 認	全 会 一 致

署名委員

会

長

北尾 芳彦

委

員

今野 正章

委

員

小谷 信江